

## 国立大学法人筑波技術大学 第4期中期目標・中期計画（案案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>（前文）法人の基本的な目標</b></p> <p>国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、開学以来培ってきた知見と活動内容を更に発展させ、公共財たる国立大学として、障害者の受入・支援を主軸に以下の役割を果たしていく。</p> <p>教育に関しては、個々の学生の障害特性及び障害に起因した発達の特性に即した、誰一人取りこぼさないきめ細かな教育、支援を行う。また、教養科目と各分野の専門性と併せて、障害に関する知識及びICTスキルを融合したカリキュラムを通して、急速に進む産業・職業構造の変化に対応するとともに、社会のダイバーシティ環境醸成に寄与する人材を育成する。</p> <p>研究に関しては、教員個々の専門分野に関する研究と併せて、障害者支援と各専門分野との融合により生まれる研究を推進し、その成果を社会に還元していくとともに、障害分野の研究を牽引する。</p> <p>このためにアクセシビリティに配慮した障害補償、情報保障システムを開発するとともに、本学の教育フィールドで培われた知見を科学的に検証、発展させる。これらの研究成果を社会に発信し、産業、医療の発展に寄与するとともに、障害者を取り残さない社会変革のための具体的知見、技術を提供する。</p> <p>社会貢献に関しては、本学がこれまで積み上げてきた障害者教育、支援の実績を基盤に、障害者を含む社会人を対象としたリカレント教育、障害者を取り巻く人々への啓発活動、他大学に在学する障害学生の支援、障害者スポーツに関わる取組、特別支援教育機関や他機関との連携、高齢者に対する支援等を通して、社会で活躍する障害者を増やすとともに、障害者を包含した社会全体のダイバーシティ環境の醸成に貢献する。</p> <p>特に本学が受入対象とする聴覚・視覚障害者に対しては、世代を問わず幅広い層を対象とした縦断的支援（特別支援教育との接続、社会人等生涯学習等）、学内に留まらず全国の高等教育機関を対象とした横断的支援（全国の大学等の学生支援等）を行うことで、聴覚・視覚障害者支援に関する我が国の基幹的役割を果たす。</p> <p>大学経営に関しては、これらの目標に沿って、人的、物的、金銭的な資源を適切に配置、配分するとともに、本中期目標・中期計画に沿った</p>	

個人、組織の働きと成果を適切に評価する体制を整備する。また、学長のリーダーシップの下でのガバナンス体制を強化するとともに、学内委員会等を含めた業務システムを、分野、機能の両面から整理し、省力化を図りつつ効率的且つ効果的な業務執行体制を構築する。  
 これらの取組を通して、本学は、社会に貢献する障害者人材を育成すると同時に、障害者がその能力を発揮し活躍する社会の発展に寄与する。

◆ **中期目標の期間**  
 中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

**I 教育研究の質の向上に関する事項**  
**1 社会との共創**  
**【1】義務教育段階に在籍する児童・生徒から、高等教育機関で学ぶ学生並びに様々な分野で活躍する社会人等、幅広い層の障害者とりわけ聴覚・視覚障害者やその保護者に、筑波技術大学が有する教育・支援のノウハウを提供することで、本人が持つ可能性の拡大に寄与する。併せて、本人を取り巻く支援者・教育者・関係者等、周囲の人々と互いに協力関係を築き、環境の改善を図ることで、障害者が能力を発揮できる場の構築を目指す。【独自】**

**I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**  
**1 社会との共創に関する目標を達成するための措置**

**【1-1】聴覚・視覚障害学生の活躍と成長を支える大学間連携基盤の構築（横断的支援）**

本学がこれまでに構築してきた教育関係共同利用拠点「障害者高等教育拠点事業」や日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）等を軸に、全学の教職員が参画できる体制を構築し、高い専門性に根差した相談・支援の提供を継続・深化させる。

併せて、各種研修会開催や教材提供、教材作成支援、聴覚・視覚障害学生の教育・支援に関わる人々の交流機会確保等を進めることで、本学とともに、障害の有無にかかわらず等しく学べる大学づくりに取り組める人材を増加させ、大学の枠を超えて聴覚・視覚障害学生の活躍と成長を支える体制基盤を構築する。

評価指標 （達成水準を含むこと）	(1)他の高等教育機関等で学ぶ聴覚・視覚障害学生の教育環境改善に資する取組状況（350名規模のシンポジウムの継続開催などを通して、年間4,000名以上の関係者に教育・支援ノウハウを提供するとともに、利用者からの高い満足度を獲得する） (2)取組実績・利用者評価を踏まえた改善状況（見直しが必要とされた事項に対する改善率を95%以上に保つ）
---------------------	--

**【1-2】聴覚・視覚障害者の一生涯を見据えた障害理解、教育、キャリア発達及び職業実践力育成と共生社会実現のための支援基盤の構築（縦断的支援）**

全国の聴覚・視覚障害児・者の修学モチベーションを高め、大学等への進学率を向上させることを目的として、本学が実施してきた特別支援学校を中心とした高大連携事業を推進するとともに、義務教育段階にある児童・生徒からその保護者までを対象に、早期からの障害理解、高等教育への理解を広める活動を実施する。

また、本学卒業生を中心とした聴覚・視覚障害社会人の就労支援を継続・発展させ、リカレント教育の実施によるスキルアップやキャリアアップに資する学びの場を提供し、セルフアドボカシースキル<sup>※</sup>などの職業実践力を育成する。さらに、障害者雇用を推進する事業所等への情報保障支援技術ノウハウ等の提供、企業や就労支援機関

との協働による障害理解啓発を促進することに加え、様々な社会貢献プロジェクトの実施等を通して、真の共生社会を実現するための体制基盤を構築する。

※「セルフアドボカシースキル」

自らの機能的障害に関連する社会活動参加上の制限、制約（ハンディキャップ）を認識し、これに対処するための自己の意識や能力を高め、ハンディキャップを軽減するために周囲にはたらきかけていく知識と技術を培うこと。

<p>評価指標 (達成水準を含むこと)</p>	<p>(3) 聴覚・視覚特別支援学校等で学ぶ児童・生徒及びその保護者に対して修学のモチベーションを向上させる取組状況（障害理解や高等教育に関する学修経験を年間300名以上の児童・生徒に提供する） (4) 聴覚・視覚障害社会人への学びの場の提供、障害理解や社会貢献プロジェクトの実施に関する取組状況（リカレント教育や情報保障システムの利活用などについて、受講者及び利活用者からの評価に基づく改善を実施し、この取組に対する総合的な評価において5点満点で平均4.0以上の水準を達成する）</p>
-----------------------------	--

【1-3】 聴覚・視覚障害者スポーツを通じた大学・地域連携と障害者の社会参加支援

本学がこれまでに構築してきた、聴覚・視覚障害者スポーツに関する教育・研究のノウハウを生かして、他の高等教育機関や地方自治体等からの相談受付、支援の提供を継続するとともに、聴覚・視覚障害者スポーツに関わる人材育成に貢献する。

また、聴覚・視覚障害のみならず、すべての障害者の社会参加実現のために、スポーツを通して障害の有無に関わらず共に取り組むことができる基盤を構築する。

<p>評価指標 (達成水準を含むこと)</p>	<p>(5) すべての障害者への社会参加支援のためのスポーツ環境の構築に関わる取組状況  (障害当事者及び指導員に対して年間300名以上を対象に提供する。ただし、本計画は身体的接触を伴う学びの要素が強いため、4期の3年目からの評価指標とし、2年目まではオンラインでの対応と3年目以降に向けた準備を実施する)</p>
-----------------------------	---

【1-4】 健康生成型医療の地域展開と障害者の社会参加推進

鍼灸・あんまマッサージ指圧、リハビリテーションなど健康生成型の医療に取り組む本学の「東西医学統合医療センター」において、地方自治体、他の地域医療機関等との連携を図るとともに、健康維持への啓発を目的とした公開講座の実施や本学学生・研修生との交流などを通して、地域の医療需要に応じた取組を推進する。また、あんま・鍼灸の国家資格を有する視覚障害者を対象とした臨床リカレント教育を、オン

ライン等を活用しつつ実施することにより、障害のある医療系人材の養成に貢献する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(6)以下に掲げるアンケートによる高い水準の満足度(東西医学統合医療センターの研修修了者アンケート/リカレント教育事業終了時の参加者アンケート/公開講座終了時の受講者アンケート/東西医学統合医療センター利用者のアンケートにより、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する)
---------------------	---

## 2 教育

【2】特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。(学士課程)⑥

## 2 教育に関する目標を達成するための措置

### 【2-1】体系的で一貫性のある教育体制の整備及び全学的展開

医療系人材、工学系人材、デザイン系人材等の養成を基本としつつ、ディプロマポリシーに基づき、体系的で一貫性のある教育体制(教育組織、カリキュラム、授業実施体制等)の編成を推進する。編成に際しては、国際関係科目、聴覚・視覚障害以外の障害も含めた障害関係科目、データ・サイエンス科目、本学独自のプロジェクト型科目などを全学的に展開する。また、授業実施体制については、異なるキャンパスで受入れている聴覚・視覚障害学生各々の障害特性に即して培ってきたリアルタイム双方向型オンライン教育の柔軟な運用体制を強化する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(7)教育内容・体制の改善・整備状況(組織機能の再編・強化に関する取組状況)
---------------------	--

### 【2-2】ダイバーシティ社会環境醸成に資する障害者人材養成のための新たな学位プログラム等の構築

聴覚・視覚障害学生が自己の障害を社会で生きていく際の強みとして捉え、障害者支援等の取組を通して真にインクルーシブな環境を整備していくことができる人材を育成する。このため、障害に関連する学問分野を中核とした異分野融合型の新たな学位プログラム等を構築する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(8)ダイバーシティ環境に係る新たな学位プログラム等の設置状況(設置の有無及び設置プログラムの内容(障害に関連する学問分野、異分野融合の科目等の構成))
---------------------	--

### 【2-3】幅広い教養と専門性、能動的な学修姿勢を身に付けた人材の育成

障害特性や個人差に対応するため、少人数教育を通して、「支援技術学」を通じての工学・デザイン学系分野、臨床実習を含む医療系分野など、幅広い教養と専門性を身に付けた人材を育成する。また、学生の能動的な学修姿勢を培うため、すべての分野、領域において、アクティブラーニング手法を用いた授業を実施するとともに、体験型学修(聴覚・視覚障害者のグローバル化を視野に入れた国際交流科目、聴覚・視覚障害学生が他大学の学生等と一緒に取り組むプロジェクト型授業、インターンシッ

プ、その他正課外活動)を推進する。さらに大学間交流協定締結校・機関との国際交流活動や高大接続を見据えた特別支援学校の学習支援活動など外部機関との取組については、オンライン方式を積極的に活用する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(9) 障害特性や個人差に対応するための教育の実施状況 (100%実施) (10) アクティブラーニング手法を用いた授業の実施状況 (全科目の80%以上) (11) 体験型学修 (国際交流科目、プロジェクト型授業、インターンシップ、正課外活動等) の実施状況 (全科目数の30%以上)
---------------------	--

【3】 様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、特に筑波技術大学では、障害の特性や生育環境等にも配慮し、学生が安心して学べる環境を提供する。<sup>⑬</sup>

【3-1】 障害の多様性に応じたきめ細かい対応の実現

聴覚障害学生に対しては、学生の障害特性に応じた手話、口話、音声、筆談等のコミュニケーション手段の選択と併用、光によるチャイムや文字情報CATVモニターの各所配置、教材提示の工夫等、視覚障害学生に対しては、点字・拡大文字・録音資料等の配布、触図の活用、文字音声変換ソフトの活用、対象物に触れる機会の確保、点字ブロック及びガイドヘルプ等の、障害特性に即した配慮、支援を推進する。

また、盲ろう学生をはじめとした重複障害学生、ジェンダーや国籍等に由来する多様なニーズに対応していくための取組の推進、相談の機能を強化する。さらにFD・SD活動の強化を通して、教職員の障害及びダイバーシティに関する知識やコミュニケーション力、学習指導技術、障害補償技術等についての向上を図り、障害の多様性を踏まえたきめ細かな対応を実現する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(12) 障害の多様性を踏まえた対応状況についてとりまとめ、以下のような項目について学外の教育関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。  (障害に配慮した環境の整備状況/障害特性に即した配慮、支援の実施状況/学生のコミュニケーション実態に即した授業情報の提供・情報保障支援の実施状況/多様なニーズに対応するための相談対応実績/FD・SD活動等の実施状況)
---------------------	---

【3-2】 学生の目標達成意欲及び成長に関する意識啓発とその可視化

障害学生本人が自らの障害をどのように捉え、自身の生き方・あり方に対してどの程度肯定感を抱けているか、自らが目標を設定し、意欲を持ってそれを目指しているかを可視化することで、本人のエンパワメント\*につなげるとともに、大学生活並びに自身の成長に対する満足度の向上を促進する。

※「エンパワメント」

障害者自身に力をつけて、彼らが自己決定することを可能とし、目前の課題に対して当事者が自身の置かれた状況に気づき、問題を発見または自覚し、自らの生活の調整と改善や周囲の環境を整えること。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(13)各種取組等に対する学生からの意識啓発に関する意見聴取
---------------------	--------------------------------

**3 研究**

【4】地域から地球規模に至る聴覚・視覚障害を中心とした障害等に関連する社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮

**3 研究に関する目標を達成するための措置**

【4-1】聴覚・視覚障害を中心とした障害者等の支援に関わる分野、工学分野、医療分野等に関わる研究の推進と社会への還元  
 これまでに構築してきた研究支援体制を活用し、研究活動全般の底上げを進める。  
 その中で、特に移動支援やコミュニケーション支援が必要な聴覚・視覚障害者を中心とした障害者支援のため、情報保障支援等の技術開発、障害特性に配慮した教育手法や教材研究、キャリア発達支援等に関する研究を強化、推進する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(14)令和3年度より運用している本学の教員評価における研究分野の業績数(運用を開始した令和3年度の実績に比して第4期末には10%増) (15)聴覚・視覚障害者支援に資する研究成果及び開発した情報保障システム等の波及効果についてとりまとめ、学外の研究関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。
---------------------	--

**4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項**

・本項目は選択していないため記載なし

**4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置**

・本項目は選択していないため記載なし

**II 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

【5】内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑯

**II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

【5-1】内部統制機能の強化  
 本学における内部統制システムの整備・運用について、適切なリスク管理、コンプライアンスの推進等のための取組を進め、ガバナンス体制を強化する。  
 また、監事へのサポート体制を充実し、個別の取組に対する監査を経ることで、ガバナンス体制の向上へとつなげる。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(16)リスクマップの精査及び管理・運営機能の改善に向けた検証(毎年度1回以上) (17)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加 (18)監事との定期的な情報共有・意見交換の機会の増加(毎月1回以上)
---------------------	---

	<p><b>【5-2】 多様な専門的知見を取り入れた法人経営の実施</b>          教育・研究・社会貢献の取組や法人としての管理・運営に関わる方針等の策定、その評価・検証、将来を見据えたその改善方策等の決定にあたっては、外部有識者の参加を含め、多様な意見が取り入れられる協議の場等を通じ、その意見を活用する。</p> <table border="1" data-bbox="1137 292 2130 432"> <tr> <td>評価指標 (達成水準を含むこと)</td> <td>(19)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加（再掲） (20)意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加</td> </tr> </table>	評価指標 (達成水準を含むこと)	(19)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加（再掲） (20)意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加		
評価指標 (達成水準を含むこと)	(19)外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加（再掲） (20)意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加				
<p><b>【6】 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑳</b></p>	<p><b>【6-1】 施設設備の全学的なマネジメントによる整備・共用の推進</b>          キャンパスマスタープラン、インフラ長寿命化計画等本学の設備整備に関する全学的な整備方針について、適切な見直しを図るとともに、これらを踏まえた保有資産の効率的活用、長寿命化のための性能維持・機能強化、聴覚・視覚障害学生をはじめ多様なニーズに配慮した取組を推進する。          また、そのための効率的・合理的な管理・運用に資する体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1137 675 2130 815"> <tr> <td>評価指標 (達成水準を含むこと)</td> <td>(21)個別施設・設備のリスト化（経年・改善・更新状況等）及びその更新 (22)キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定 (23)施設設備にかかる検討体制の整備状況</td> </tr> </table>	評価指標 (達成水準を含むこと)	(21)個別施設・設備のリスト化（経年・改善・更新状況等）及びその更新 (22)キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定 (23)施設設備にかかる検討体制の整備状況		
評価指標 (達成水準を含むこと)	(21)個別施設・設備のリスト化（経年・改善・更新状況等）及びその更新 (22)キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定 (23)施設設備にかかる検討体制の整備状況				
<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する事項</b>  <b>【7】 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。㉑</b></p>	<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>【7-1】 外部資金の獲得を含む財源の多様化・安定化</b>          本学の取組の根幹となる障害者支援について、その社会的な役割に対する理解を得るための取組や教育・研究実績の活用・普及のための取組を更に活性化することで、寄附金等の受入、保有資産・研究成果の活用等へとつなげることにより、財源の多様化、安定化を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1054 2130 1195"> <tr> <td>評価指標 (達成水準を含むこと)</td> <td>(24)外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増）(25)寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）</td> </tr> </table> <p><b>【7-2】 学内資源配分の最適化</b>          本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動等に関わるコストの見える化、これを踏まえた効率的・合理的な学内資源の活用、これらの活動の成果・評価に基づく配分等を推進し、学内資源配分の最適化を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1355 2130 1425"> <tr> <td>評価指標 (達成水準を含むこと)</td> <td>(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27)学内資源配分にかかるインセンティブの精査</td> </tr> </table>	評価指標 (達成水準を含むこと)	(24)外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増）(25)寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）	評価指標 (達成水準を含むこと)	(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27)学内資源配分にかかるインセンティブの精査
評価指標 (達成水準を含むこと)	(24)外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増）(25)寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）				
評価指標 (達成水準を含むこと)	(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27)学内資源配分にかかるインセンティブの精査				

**IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項**

【8】外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。⑳

**IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**【8-1】自己点検・評価結果の可視化及び法人経営への反映**

本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動の目的、内容、成果について、毎年度客観的なデータ等に基づく検証を行い、経営協議会を含む外部人材を交えた協議の場等において点検・評価の上、その結果をわかりやすく公表する。

さらに、その結果を踏まえた改善方策等をこれらの取組に反映させるための体制を整備する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(28) 毎年度評価のための活動等の検証 (29) ステークホルダーとの協議機会の確保 (30) ステークホルダーごとの改善方策への取組件数の増加 (毎年度複数の取組実施)
---------------------	--

**【8-2】ステークホルダーに対する情報発信及び連携強化**

聴覚・視覚障害学生を受入対象とする本学において、障害者支援団体、地方自治体、民間企業、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校を含む教育機関等と培ってきた連携体制を更に強化・拡充するとともに、これらのステークホルダーそれぞれに応じたきめ細かな情報提供・理解促進を進め、本学に対する支援・協力へと結実させる。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(31) ステークホルダーごとの情報発信の促進 (32) 情報発信による連携実績の件数
---------------------	--

**V その他業務運営に関する重要事項**

【9】AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉑

**V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**【9-1】事務効率化、機能高度化を見据えた業務運営及びデジタル化の推進**

業務運営のための組織・体制、その機能・役割分担等の見える化及びその検証を行い、業務の効率化・簡素化を進めるとともに、機能の高度化を見据えた事務システムの構築・活用を推進する。

さらに、これらの取組とも関連させて、聴覚・視覚障害学生のためのアクセシビリティに十分配慮した情報保障システムの構築・運用を基本としつつ、情報環境の整備を進める。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(33) 学内組織の機能見える化・集約化 (業務フローの精査を毎年度実施) (34) 事務の簡素化・縮減状況 (業務フローを踏まえた縮減業務件数毎年度5件以上) (35) 情報環境改善のための取組状況 (デジタル技術を活用したペーパーレス化等の取組を毎年度5件以上)
---------------------	---

**【9-2】情報セキュリティの確保**

本学の「サイバーセキュリティ対策基本計画」に基づき、実効性のあるインシデント対応のための体制を整備するとともに、自己点検・監査の実施、構成員に対する理解促進・意識向上等の取組を推進する。

評価指標 (達成水準を含むこと)	(36)情報セキュリティ監査等の取組強化 (37)情報セキュリティ研修に関する周知機会の確保
---------------------	---

**VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**

**VII 短期借入金の限度額**

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

**IX 剰余金の使途**

**X その他**

1 施設・設備に関する計画

2 人事に関する計画

「国立大学法人筑波技術大学人事基本方針」に基づき、多様な人材の活用、優秀な若手職員の雇用促進、適切な年齢構成の実現、就労環境等の整備を進め、大学の根幹を支える人材を計画的に確保する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,948百万  
(退職手当を除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

4 積立金の使途

5 その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

(1) コンプライアンスに関する計画

本学における内部統制システムに基づき、服務規律に関するマニュアル等の周知、内部通報体制（窓口）の機能強化等を通じ、より適切なコンプライアンス体制の下、公平・公正な職務遂行を継続する。

また、研究における不正行為の防止、研究費の不正使用の防止等に関するガイドライン等を踏まえた研修・説明会の実施や研究倫理教育に取り組み、構成員の意識向上を進めるとともに、事案発生時における適切な措置、再発防止に向けた取組を速やかに実施する。

(2) 安全管理に関する計画

業務に係るリスク事象を整理したリスクマップを踏まえつつ、発生頻度・影響度の

高いリスクに関する対応方針について、本学構成員の意識共有を図るとともに、大学全体のリスク管理を統括し、被害を減免する。

また、聴覚・視覚障害学生に対する感染症対策、実験・実習・インターンシップ中の事故対策、健康管理、緊急時の情報伝達・緊急避難等に配慮した安全管理、事故防止マニュアルを充実させるとともに、定期的に全学の防災訓練・避難訓練等を実施するなど、学生の安全確保を徹底する。

毒物等の管理については、安全衛生委員会の実査により事故等を未然に防止するとともに、学生、教職員に広く安全管理意識を共有させる。

(3) マイナンバーカードの普及促進に関する計画

マイナンバーカード取得促進のため、共済担当を含む複数の部署を通じての働きかけ等により、構成員の約7割が取得している本学においては、引き続きその利活用の効果等について周知を図り、更なる普及を促進する。